

**警察署協議会議事録要旨**

協議会名	令和3年第1回宮城県仙台北警察署協議会
開催日時	令和3年2月25日(木) 午後3時00分から午後4時10分まで
開催場所	宮城県仙台北警察署 6階会議室
出席者等	1 協議会委員 会長以下10名 2 警察署 署長以下12名
議 事 概 要	
<p><b>【事業説明】</b></p> <p>1 署長から、令和2年中の仙台北警察署管内の治安情勢について説明を行った。</p> <p><b>【警察署の業務に関する意見の聴取等】</b></p> <p>1 警察署から警察署協議会への説明事項</p> <p>(1) 仙台北警察署速度取締り指針について（交通課長） 仙台北警察署における重点エリア等について説明等を行った。</p> <p>2 警察署協議会からの意見要望等</p> <p>(1) 仙台北警察署速度取締り指針について 仙台北警察署速度取締り指針について、委員から同意を得た。</p> <p><b>【その他の意見要望等】</b></p> <p>1 委員から、「コロナ禍により起こりうる犯罪などはあるか。」との質問があり、生活安全課長から、「コロナ禍で自宅にいる人が多い状況があり、児童虐待の通告件数が大幅に増加している。」旨の説明をした。</p> <p>2 委員から、「不審死の件数等について」の質問がなされ、刑事第一課長から、令和2年中の取扱い状況及びPCR検査実施はない、旨の説明をした。</p> <p>3 委員から、「選挙違反などの件数は例年どのぐらいあるのか。」との質問があり、刑事第二課長から、「全国の違反件数は、約45件となるが、宮城県内の違反件数は公表していない。」旨の説明をした。</p> <p>4 委員から、「横断歩行者妨害違反の違反態様や反則金等についてマスコミやラジオを通じて市民に対して周知していただきたい。」との意見があり、交通課長から、「横断歩行者妨害違反の広報啓発については、毎月10日を「横断歩道安全対策強化日」に設定し、広報啓発の街頭キャンペーンや交通指導取締りを通じて横断歩行者保護に関わるルールの遵守の徹底の呼びかけを行っている。」旨の説明をした。</p> <p>5 委員から、「自転車通行帯を逆走している人を見かけるが、大変危険である。</p>	

- 自転車のルールを周知することが大切だと感じている。」との意見があり、交通課長から、「自転車専用通行帯の通行方法に関し、行政や交通関係団体と連携し通勤・通学時間帯を中心に、広報啓発、自転車レッドカードを活用した現場指導等により交通ルールの周知を図っている。今後も継続して関係機関団体と連携した自転車の交通ルールの周知に努めていく。」旨の説明をした。
- 6 委員から、「今年発生した東北自動車道の多重事故について、危険地帯として有名だっただけに早めに通行止めの必要があったのではないか。事故の未然防止の方法を考えて欲しい。」との意見があり、交通課長から、「高速道路の通行止めは、高速道路交通警察隊と道路管理者との協議により実施することになっており、今回のようなホワイトアウトによる大規模事故を未然に防ぐためにも、今後も警察と道路管理者が連携し対応していく。」旨の説明をした。
- 7 委員から、「JAF（日本自動車連盟）による「信号機のない横断歩道における車の一時停止」調査で、宮城県が全国ワースト1位との報道を見たが、どのような取組が必要と考えられるか。」との意見があり、交通課長から、「毎月10日を「横断歩道安全対策強化日」に設定し、各警察ごとにモデルとなる横断歩道を選定のうえ、交通関係機関団体と連携した街頭キャンペーン等の広報啓発や交通指導取締りを通じたドライバーに対する横断歩行者保護意識の醸成等に努めているところである。」旨の説明をした。
- 8 委員から、「「だまされたふり作戦」によって実際に検挙につながった事例はあったか。」との質問があり、刑事第二課長から、「「だまされた振り作戦」から検挙に結びついた事例は多数あるが、令和に入り、特殊詐欺グループが犯行手法を変えたことにより検挙件数は減少傾向である。」旨の説明をした。
- 9 委員から、「高齢者の運転免許証自主返納について、返納数及び広報活動について伺いたい。」との質問がなされ、交通課長から、「令和2年中の県内の自主返納件数は、8,149件（前年比+267件）。頻繁に交通事故を起こす高齢運転者に対し交通課員が自宅訪問の個別指導を行い、高齢者の家族も交え運転免許の自主返納制度を説明し、自主返納を促す取組等を行っている。」旨の説明をした。
- 10 委員から、「宮城県自転車安全利用条例のポイントや自転車の安全利用について教示願いたい。」との意見があり、交通課長から、「ヘルメットの着用、自転車の定期的な点検と必要な整備等の自転車利用者の責務、自転車損害賠償保険への加入の義務付け等である。自転車安全利用条例施行に向け、各種広報啓発活動と自転車条例の周知活動を行う予定である。」旨の説明をした。
- 11 委員から、「広い歩道で歩行者がいない場合自転車の歩道走行は可能か。」との質問があり、交通課長から、「自転車の車道走行の原則、歩道通行可の表示がある場合の走行について説明し、「歩道は歩行者が優先であり、直ちに止まれる速度で進行する必要がある。」旨の説明をした。